

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第125号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年4月26日 17時05分ごろ
発生場所	広島県東広島市安芸津港 安芸津港防波堤灯台から真方位257°600m付近 (概位 北緯34°18.8′ 東経132°48.8′)
事故等調査の経過	平成24年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第十一あき丸、19トン 273-8405広島、SAマリン有限会社 B 台船 OU-106、不詳
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 船底に擦過傷、プロペラ翼に曲損 B なし
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、安芸津港の造船所岸壁において、揚げ荷を終えたB船をえい航して離岸作業中、平成24年4月26日17時05分ごろ造船所岸壁付近の浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A 不明、B 不明 A 不明、B 不明 A 不明、B 不明 A船は、安芸津港の造船所岸壁付近において、B船をえい航して離岸作業中、同岸壁付近の浅所に乗り揚げたものと考えられるが、船長Aから情報が十分に得られなかったため、乗揚に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、A船が、安芸津港の造船所岸壁付近において、B船をえい航して離岸作業中、同岸壁付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。